高梁市地域商業活性化支援事業補助金交付要綱（取扱内規）

（趣旨）

第１条　この要綱は、市内の商業振興及び地域経済の活性化に資する事業に要する経費に対し、予算の範囲内で高梁市地域商業活性化支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、高梁市補助金等交付規則（平成１６年高梁市規則第４５号。以下「規則」という。）のほか、この要綱に定めるところによる。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　商店街　市内の商工団体が把握している商店街等で、市長が別に定めるものをいう。

(2)　起業　次のいずれかに該当する場合をいう。

ア　事業を営んでいない個人であって、所得税法（昭和４０年法律第３３号）第２２９条に規定する開業の届出をし、又は会社を設立したことにより、新たに事業を開始するもの

イ　個人であって、現在の事業の全部又は一部を継続して実施し、かつ、新たに会社を設立し、事業を開始するもの

ウ　会社であって、現在の事業の全部又は一部を継続して実施し、新たに事業所を開設するもの又は新規分野で事業を開始するもの

(3)　新規分野　現に営んでいる業種と異なる業種（日本標準産業分類の中分類までに限る。）をいう。

(4)　起業の日　法人の場合にあっては会社設立の日、個人事業者の場合にあっては開業の日をいう。

(5)　事業承継日　法人の場合にあっては代表者の変更日、個人事業者の場合にあっては税務署に提出した個人事業の開業・廃業等届出書の開業日をいう。

(6)　事業所　主たる企業活動の拠点（販売拠点、生産拠点、研究拠点その他市長が認めるもの）をいう。

(7)　認定支援機関等　中小企業等経営強化法（平成１１年法律第１８号）第３１条の規定により認定を受けている認定経営革新等支援機関をいう。

(8)　生活物資　食料品及び日常生活用品（燃料及び酒類を除く。）をいう。

(9)　買物困難集落　日常生活において徒歩又は公共交通機関の利用による生活物資の調達が困難な集落で、市長が別に定めるものをいう。

(10)　移動販売　あらかじめ巡回するコースと日時を設定し、買物困難集落の市民を対象者として、自動車により生活物資を販売する形態（特定の販売品目のみの販売、車内で調理加工した食品等の販売、特定の世帯又は施設に訪問しての販売及び商品のみを配達するものを除く。）をいう。

(11)　個人商店等　生活物資を取り扱い、従業員数が概ね５人未満の小売業を営む市内の事業者（有限会社等の法人を含む。）をいう。

(12)　大規模小売店舗等　生活物資を取り扱い、従業員数が概ね５人以上の小売業を営む市内の事業者（有限会社等の法人を含む。）又は市内に事業所があるスーパーマーケットその他の大規模小売店舗（大規模小売店舗立地法（平成１０年法律第９１号）第２条第２項に規定する大規模小売店舗をいう。）又は農業協同組合法（昭和２２年法律第１３２号）に基づき設立された農業協同組合をいう。

(13)　中小企業者　中小企業者（中小企業基本法（昭和３８年法律第１５４号）第２条第１項に規定する中小企業者をいう。）であって、次のいずれかに該当するもの

ア　市内に主たる事業所を有する会社

イ　市内に住所及び事業所を有する個人（主たる収入がその事業によるものでない者を除く。）

(14)　経営革新計画　中小企業等経営強化法第１４条の規定による承認を受けた経営革新に関する計画をいう。

(15)　都市機能誘導区域　高梁市立地適正化計画で、都市機能誘導区域として設定されている区域をいう。

(16)　伝建地区区域　文化財保護法（昭和２５年法律第２１４号）第１４４条の規定に基づき、市内における国が選定した重要伝統的建造物群保存地区をいう。

(17)　大型商業施設　店舗面積が１，０００平方メートルを超える大規模小売店舗等であって、大規模小売店舗立地法の届出が必要となる施設をいう。

（補助対象事業）

第３条　補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号に該当する事業とする。

(1)　共同施設整備事業　商店街の経営改善上必要にして、かつ、有効な共同施設又は設備を新規に整備若しくは整備後１０年以上を経過して改修するもの

(2)　新規開業等支援事業　起業又は新規分野に参入し新たに事業を開始するもの

(3)　対面型店舗等リニューアル促進事業　既存店舗の集客力向上、その他地域商業の活性化に向けた店舗等の活用を図るもの

(4)　移動販売事業　市内の買物困難集落のニーズを把握し、対象地域を定期的に巡回して移動販売を行うもの

(5)　経営革新支援事業　経営革新計画に基づいて実施するもの

(6)　事業承継支援事業　事業承継に係る具体的な計画（以下「事業承継計画」という。）に基づき事業を承継するもの

(7)　支店・営業所開設支援事業　店舗等の支店又は営業所を新たに開設するもの

（補助対象者、補助対象経費及び補助率等）

第４条　補助金の補助対象事業、補助対象者、補助対象経費及び補助率は、別表第１のとおりとし、次の各号いずれにも該当する個人又は法人とする。ただし、別表第２に該当しない業種とする。

(1)　起業の日に、市内に居住又は居住を予定している者であること。

(2)　市内に事業所を設置し、又は設置しようとしている者で、認定支援機関等が支援する起業、新規分野参入又は事業承継について具体的な計画を有するものであること。

(3)　市税を完納している者であること。

(4)　許認可等を要する業種を起業又は新規分野に参入する者については、既に当該許認可等を受けているもの又は当該許認可等を受けることが確実と認められるものであること。

(5)　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団及び同条第６号に規定する暴力団員並びにこれらの者に準ずる反社会的団体及びその構成員でないこと。

(6)　補助対象事業において、国、県等から同様の趣旨の補助金の交付を受けようとしていない、又は受けていないこと。

(7)　その他市長が適切でないと判断する事業を実施しようとする者であるとき。

２　補助金の交付は、１事業者につき原則１回限りとする。ただし、市長が特別の事情があると認める者は、この限りでない。

３　補助金の交付を受けた個人又は法人は、当該年度から起算して５年経過したときは、過去に交付を受けていない補助対象事業に申請することができるものとする。

（補助金の額）

第５条　補助金の額は、別表第１に定める補助対象経費に補助率を乗じて得た額とし、同表に定める交付限度額を上限とする。

２　新規開業等支援事業、対面型店舗等リニューアル促進事業及び支店・営業所開設支援事業に係る補助金の加算額は、別表第３のとおりとする。

３　前２項の規定により算出した額に千円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てるものとする。

（交付申請）

第６条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助対象事業を開始する前に高梁市地域商業活性化支援事業補助金交付申請書（様式第１号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、第３条第２号及び第７号に定める補助対象事業については、実際に事業活動を開始する日前から実際に事業活動を開始した日から起算して６０日を経過する日までとする。

(1)　事業計画書

(2)　収支予算書

(3)　見積書等

(4)　申請者が法人の場合は、定款、商店街の場合は、規約及び組合員名簿等

(5)　図面、現況写真等

(6)　新規開業者等においては、新規事業計画書（様式第２号）

(7)　経営革新支援事業においては、経営革新計画及び承認書の写し

(8)　事業承継支援事業においては、事業承継計画書（様式第３号）

(9)　支店・営業所開設支援事業においては、支店等開設計画書（様式第４号）

(10)　支店・営業所開設支援事業において、申請者が個人事業者の場合は、個人事業の開業届出書の写し等の市内で５年以上営業していることが確認できる書類

(11)　認定支援機関による高梁市地域商業活性化支援事業補助金に係る事業計画書の確認書（様式第５号）

(12）市税について未納のないことの証明書

(13）その他市長が必要と認める書類

（交付決定等）

第７条　市長は、前条の補助金交付申請書の内容を審査し、適当と認めるときは補助金の交付を決定するとともに、高梁市地域商業活性化支援事業補助金交付（却下）決定通知書（様式第６号）により申請者に通知するものとする。

２　市長は、前項の規定により補助金の交付を決定する場合において、補助金の交付の目的を達成するために必要があるときは、当該決定に条件を付することができる。

（変更申請等）

第８条　前条第１項の規定により補助金の交付決定通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）が、当該決定に係る補助対象事業の内容を変更又は中止しようとするときは、高梁市地域商業活性化支援事業補助金変更申請書（様式第７号）に、変更等の内容が分かるものを添えて、市長に提出しなければならない。ただし、補助対象経費の２０パーセント以内の増減であって、補助金の交付決定額に影響を及ぼすことなく補助対象事業の目的の達成をより効率的に実施するための変更にあっては、この限りでない。

２　市長は、前項の規定により提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときはこれを承認するとともに、高梁市地域商業活性化支援事業補助金変更交付（却下）決定通知書（様式第８号）により交付決定者に通知するものとする。

（実績報告）

第９条　交付決定者は、補助対象事業が完了したときは、高梁市地域商業活性化支援事業補助金実績報告書（様式第９号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1)　事業実績書

(2)　収支精算書

(3)　補助対象経費の支払を証する書類

(4)　図面、実績写真等

(5)　その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第１０条　市長は、前条の実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、必要に応じて実地に調査を行い、その報告に係る補助対象事業の実施結果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定するとともに、当該交付決定者に高梁市地域商業活性化支援事業補助金確定通知書（様式第１０号）により交付決定者に通知するものとする。

（請求及び支払）

第１１条　交付決定者は、前条の通知を受けたときは、請求書により市長に対して補助金の支払を請求するものとする。

２　市長は、請求書を受理したときは、速やかに交付決定者に対して補助金を支払うものとする。

（交付決定の取消し等）

第１２条　市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命じることができる。

(1)　補助金の確定通知の日（以下「補助金確定日」という。）から起算して３年以内に許可なく補助対象事業を休止又は廃止したとき。

(2)　補助金確定日から起算して３年以内に事業所を市外に移転又は譲渡したとき。

(3)　個人においては、補助金確定日から起算して３年以内にその個人の住所を市外に異動したとき。

(4)　規則又はこの要綱の規定に違反したとき。

(5)　虚偽その他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。

(6)　前各号に掲げるもののほか、市長が不適当と認めるとき。

（補助金の経理及び状況報告）

第１３条　補助金の交付を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付の日に係る経理についての収支の事実を明確にした書類を整理し、かつ、これらの書類を補助対象事業が完了した日の属する会計年度の終了後３年間保管しなければならない。

２　補助事業者は、市長の求めにより、補助対象事業の実施状況及び事業完了後３年間の経過状況を認定支援機関等の支援を受けて市長に報告しなければならない。

（財産の管理及び処分）

第１４条　補助事業者は、補助対象事業が完了した日の属する会計年度の末日から起算して３年を経過する日前に、補助対象事業により取得し、又は効用が増加した財産を処分しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

２　市長は、前項の承認をした者に対し、当該承認に係る財産を処分したことにより、収入があったときは、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を市に納付させることができる。

３　補助事業者は、補助対象事業が完了した後も、当該事業により取得し、又は効用が増加した財産を善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って効果的運用を図らなければならない。

（その他）

第１５条　この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

　この要綱は、平成３１年４月１日から適用する。

附　則

この要綱は、令和２年７月２７日から適用する。

附　則

この要綱は、令和３年４月１日から適用する。

附　則

　（施行期日）

１　この要綱は、令和４年４月１日から適用する。

（検討）

２　市長は、令和７年３月３１日までに、この要綱の施行状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

　　　附　則

　この要綱は、令和５年１２月１５日から施行する。

　　　附　則

　この要綱は、令和６年４月１日から適用する。

　　　附　則

　この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

別表第１（第４条関係）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 補助対象事業 | 補助対象者 | 補助対象経費 | 補助率及び交付限度額 |
| 共同施設整備事業 | 商店街等の代表者 | システム更新費、施設整備費、備品購入費、設備撤去及びリニューアル費 | 補助対象経費の１／２以内（交付限度額１，０００万円） |
| 新規開業等支援事業 | 新規開業者、第二創業者及び新規分野参入者等 | 対象となる店舗等を改修する経費及び備品購入費等（対象経費が５０万円以上であること。） | 補助対象経費の１／２以内（交付限度額５０万円） |
| 対面型店舗等リニューアル促進事業 | 市内で３年以上営業している直接顧客と対面する商売を行う者 | 対象となる店舗等を改修する経費及び備品購入費等（対象経費が５０万円以上であること。） | 補助対象経費の１／２以内（交付限度額５０万円） |
| 移動販売事業 | 個人商店等 | 移動販売車の取得及び改造経費 | 補助対象経費の１／２以内（交付限度額１５０万円）ただし、中古車取得の場合の限度額１００万円を限度とする。 |
| 大規模小売店舗等 | 移動販売車の改造経費 | 補助対象経費の１／５以内（交付限度額５０万円） |
| 経営革新支援事業 | 経営革新計画の承認を受けた者 | 経営革新計画の実施に必要な事業であって、次のいずれかに該当する経費。ただし、経営革新計画の計画期間内かつ申請年度内に完了するものに限る。  (1)市場、競争環境等の調査  (2)マーケティング戦略の構築  (3)商品の開発設計、試作及び改良  (4)商品のデザイン、評価及びテストマーケティング  (5)販路開拓に資する事業  (6)建造物、設備、備品等の取得又は整備  (7)その他市長が特に必要と認める事業 | 補助対象経費の１／２以内（交付限度額１００万円） |
| 事業承継支援事業 | ５年以上事業実績のある中小企業者の事業承継を行う者であって、事業承継日から３年以内であるもの | 事業承継計画に基づき実施する事業であって、対象となる店舗等を改修する経費、備品購入費等。  ただし、事業承継計画の計画期間内かつ申請年度内に完了するものに限る。 | 補助対象経費の１／２以内（交付限度額５０万円） |
| 支店・営業所開設支援事業 | 市内で５年以上営業している直接顧客と対面する商売を行う店舗等の支店又は営業所を都市機能誘導区域、伝建地区区域又は大型商業施設へ新たに開設する者 | 対象となる店舗等を改修する経費及び備品購入費等（対象経費が５０万円以上であること。） | 補助対象経費の１／２以内（交付限度額５０万円） |

別表第２（第４条関係）

　補助対象外とする業種（日本標準産業分類等に準拠）

|  |  |
| --- | --- |
| １ | 農業、林業、漁業 |
| ２ | 金融・保険業 |
| ３ | 医療、福祉 |
| ４ | 宗教、政治、文化団体 |
| ５ | 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号。以下「風営法」という。）第２条第１項第１号から第３号までに規定する風俗営業（市長が特に必要と認める風俗営業は除く。） |
| ６ | 風営法第２条第１項第４号に規定する風俗営業 |
| ７ | 風営法第２条第５項に規定する性風俗関連特殊営業 |

別表第３（第５条関係）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 補助対象事業 | 補助対象者 | 加算額 |
| 新規開業等支援事業、対面型店舗等リニューアル促進事業 | 新規に開業又はリニューアルする店舗等が都市機能誘導区域又は伝建地区区域にあるもの | 補助金額に補助対象額の１０％  （上限１０万円）を加算する。 |
| 支店・営業所開設支援事業 | 新たに支店・営業所を開設する店舗等が都市機能誘導区域、伝建地区区域又は大型商業施設にあるもの | 補助金額に補助対象額の１０％  （上限１０万円）を加算する。 |
| 新規開業等支援事業 | 新規開業者、第二創業者及び新規分野参入者等で高梁市特定創業支援事業を受けた者 | 補助金額に１０万円を加算する。 |